

子 発 0904 第 1 号
障 発 0904 第 1 号
保 発 0904 第 1 号
令 和 2 年 9 月 4 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
地 方 厚 生 (支) 局 長
全 国 健 康 保 険 協 会 理 事 長
健 康 保 険 組 合 理 事 長
健 康 保 険 組 合 連 合 会 長

殿

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 270 号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、令和 3 年 1 月 1 日に施行されるところである。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

平成 30 年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を 10 万円引き上げることとされた。これに伴い、所得情報を活用している社会保障制度において、「意図せざる影響や不利益」が生じないように、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）等の規定の見直しを行うもの。

第 2 改正の内容

1. 国民健康保険法施行令の一部改正

(1) 一部負担金の割合を判定する際に用いる所得に係る控除対象者の合計所得金額の算

定方法について、給与所得を有する者の場合には給与所得の金額から10万円を控除するものとする。

- (2) 高額療養費算定基準額について、低所得 I に該当する者に係る各種金額の算定に当たり、総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額から10万円を控除するものとする。
- (3) 低所得世帯であって、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属するものに係る高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額について、当該世帯に給与所得を有する者又は公的年金等に係る所得を有する者（以下「給与所得者等」という。）が2人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとする。
- (4) 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準について、当該世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとする。

2. 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正

- (1) 高額療養費算定基準額について、低所得 I に該当する者に係る各種金額の算定に当たり、総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額から10万円を控除するものとする。

3. 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正

- (1) 高額療養費算定基準額について、低所得 I に該当する者に係る各種金額の算定に当たり、総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額から10万円を控除するものとする。

4. 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部改正

- (1) 児童扶養手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法について、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する受給資格者の総所得金額の計算に当たり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除するものとする。

5. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）の一部改正

- (1) 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法について、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する受給資格者の総所得金額の計算に当たり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除するものとする。

6. 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部改正

- (1) 一部負担金の割合を判定する際に用いる所得に係る控除対象者の合計所得金額の算定方法について、給与所得を有する者の場合には給与所得の金額から10万円を控除するものとする。
- (2) 高額療養費算定基準額について、低所得 I に該当する者に係る各種金額の算定に当たり、総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額から10万円を控除するものとする。
- (3) 保険料の被保険者均等割額の軽減に係る基準額について、当該世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとする。

第3 施行期日等

- 1. 改正政令は、令和3年1月1日から施行すること。
- 2. この政令の施行に際し必要な経過措置を設けることとする。